長野県伊那養護学校給食等調理業務委託契約書

長野県伊那養護学校長　原　潤　を委託者（以下「甲」という。）とし、　　　　　　を受託者（以下「乙」という。）とし、　　　　　　　　　　を代行者（以下「丙」という。）として長野県伊那養護学校給食等調理業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第１条　甲乙及び丙は、関係法令を遵守し、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

２　乙及び丙は、この契約の履行に際して知り得た秘密及び一般に公表されていない事項について他人に漏らしてはならない。

（委託業務名）

第２条　委託する業務名は、長野県伊那養護学校給食等調理業務という。

（委託業務の範囲及び内容）

第３条　この契約に基づく委託業務の範囲及び内容は、別添の学校給食等調理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

２　甲及び乙の業務分担区分は、仕様書に定めるとおりとする。

３　乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（履行期間）

第４条　委託業務の委託期間は、令和５年４月１日から令和８年３月31日までとする。

（受託管理責任者及び業務責任者）

第５条　乙は、委託業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を受託管理責任者及び業務責任者として選任しなければならない。

２　受託管理責任者は、委託業務の総括責任者であり、業務従事者の人事管理、甲との連絡調整等の任にあたるものとする。

３　業務責任者は、現場の業務実施の責任者であり、委託業務の適正で円滑な遂行及び管理に努めるとともに、甲の連絡等を受け、業務従事者の日常業務の指示指導監督の任にあたるものとする。

（従業員の管理）

第６条　乙は、従業員に対する労働基準法等の法令上の責任をすべて負い、従業員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び秩序規律の維持等について責任をもって労働管理するものとする。

なお、従業員の不適切な行為等により、甲が学校管理経営上適当でないと認める場合は、乙に対し速やかに改善するよう求めることができるものとする。

２　乙は、仕様書に基づき委託業務に必要な従業員を確保しなければならない。

３　乙は、契約締結後すみやかに従業員名簿を提出するものとし、提出後、やむなく従業員を変更するときは業務の質の低下を招かないよう配慮するととともに、その都度名簿を提出するものとする。

（設備等の貸与及び保守）

第７条　乙は、委託業務の実施に必要な設備器具（以下「設備等」という。）については、業務に関する用途以外の目的に使用してはならない。

２　乙は、設備等の維持管理に当たっては常に善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

３　乙は、その責に帰すべき事由により、設備等に修理の必要が生じたときは、甲の許可を得て代品を納入し、又は修理その他原状回復に必要な費用を負担するものとする。

４　乙は、設備等について故意又はその責に帰すべき事由により甲に損害を与えた場合は、その賠償の義務を負わなければならない。

５　乙は、設備等について事故が発生した場合は速やかに甲に報告し、その指示を受けなければならない。

６　甲は、設備等について必要の都度、維持管理状況を調査することができる。

　この場合は、乙はこれに協力しなければならない。

７　乙は、委託業務が完了したときは、設備等を甲に返還しなければならない。

　この場合、甲は乙の立会いの上で設備等の検査を行うものとする。

（従業員の賠償責任）

第８条　乙の従業員がこの契約に基づく業務中、故意又は過失により甲又は児童・生徒・教職員及び第三者に損害を与えたときは、乙は一切の賠償責任を負うものとする。

ただし、甲がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

（経費の負担区分）

第９条　委託業務にかかる経費の負担区分は、仕様書に定めるとおりとする。

２　乙は、使用する電気、水道、ガス等について極力節約し、効率的な使用に努めるものとする。

（委託料）

第10条　 甲が乙に支払う委託料は、年額　　　　　　　　　　円とする。

　　　　　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　　　　　　　　円

　　　　　(注)　「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第１項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

２　支払いは、総額を12等分し毎月支払うものとする。なお、各月の金額に１円未満の端数がでる場合は、切り捨てた額で請求し、３月の請求時に調整するものとする。

３　乙は、毎月の業務終了後、甲に対して当該月の請求書及び仕様書に定める報告書等を提出するものとし、甲はこの請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第11条　契約保証金は、金　　　　　　　　　円とし、その納付は免除する。

２　乙は、契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として甲に納

付しなければならない。

（検査）

第12条　乙は、調理業務実施後、その都度、甲の検査を受けるものとする。検査の結果、

不合格となった部分については、乙は直ちに無償で手直し等の業務を行うものとする。

（受託者側の事故の責任）

第13条　この契約に基づく作業中乙の側に生じた事故に対しては、甲は何らの責任を負わないものとする。

（契約の解除等）

第14条　甲又は乙は、契約期間中に本契約を解除し、又は契約の一部を変更しようとするときは、相手方に申し出て協議するものとする。ただし、次の各項に該当した場合は、甲は乙に弁明の機会を与えた後、期間を定めて本契約を解除することができる。

(1) 乙の委託業務の遂行が、甲の学校経営管理上に支障をきたすおそれがあると甲が認めたとき。

(2) 乙が第６条第１項、なお書きに規定する改善が認められないとき。

(3) 乙が故意又は過失により甲に損害を与え、甲がこの契約の存続を不適当と認めたとき。

(4) 乙がこの契約を履行しないとき、又はこの契約に違反したとき。

(5) 乙が行政上の処分を受けたとき。

(6) 乙の弁明の期日に乙又はその代理人が出席しなかったとき。

(7) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第2条第2号に規定する「暴力団」又は同条第6号に規定する「暴力団員」が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から甲が受けた場合。

（談合その他の不正行為による解除）

第14条の２　甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

1. 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第１項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
2. 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（歳出予算に計上されない場合の解除）

第14条の３　甲は、甲の歳出予算において、この契約に係る予算が計上されない場合は、この契約を解除するものとする。

２　乙は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙に損害が生じたときは、甲にその損害を請求することができる。

（契約不履行の損害賠償）

第15条　甲はその責に帰すべき事由により、第10条第３項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5％の割合で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。

２　乙は、第14条及び第14条の２の規定により契約が解除されたときは、第11条第１項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

３　乙は、前項の場合において、甲の受けた損害が同項に規定する違約金の額を超えるときは、その超える額についても甲に支払わなければならない。

（賠償の予約）

第16条　乙は、第14条の２の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか

否かを問わず、契約金額の10分の２に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同条第1号の場合において命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項で規定する不当廉売であるとき、その他甲が特に認めるときは、この限りでない。

２　前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（権利義務の譲渡、承継）

第17条　乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、甲が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第18条　乙は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでない。

（公的物無断使用及び工作の禁止）

第19条　乙は、設備等を除く甲の所有する一切の物件を無断で使用し又は工作してはならない。

（明け渡し義務）

第20条　乙は本契約の終了とともに使用する設備等を現状に復し、直ちに明け渡さなければならない。

２　前項の場合において建物内の乙の所有物を甲の指定期日までに撤去しないときは、甲は任意にこれを処分することができる。

３　乙は、甲に対し、明渡しに際して造作料、立退料、損害料等金品その他の請求を行わないものとする。

（業務の代行）

第21条　乙は、労働争議、業務停止等の事情により委託業務の全部又は一部が履行が困難となった場合の保証のため、あらかじめ代行者丙を定めるものとする。

２　丙の業務の代行は、乙の申し出により甲がその必要性を認めた場合において、本契約に基づく業務を履行するものとする。

３　丙は、前項の規定により業務を代行する場合は、本契約条項等を遵守するとともにこの場合においても、乙の本契約上の義務は免責されるものではない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第22条　乙は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（協議）

第23条　この契約に定めのない事項及びこの契約の取扱いに疑義を生じたときは、その都度甲乙及び丙協議して決定する。

この契約の締結を証するため、この契約書３通を作成し、甲乙丙三者記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

令和５年　月　　日

　　　　　　　　　（委託者）　甲　　伊那市西箕輪8274番地

長野県伊那養護学長　　　原　　　潤

　　　　　　　　　（受託者）　乙

　　　　　　　　　（代行者）　丙